

日立市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用範囲を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

日立市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 市長	生活保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2に次の1項を加える。

23 生活保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給若しくは費用の徴収に関する
--	---

情報、児童手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 考

### 改 正 要 旨

- 1 個人番号を利用できる事務の範囲に、生活に困窮する外国人に対する保護に係る事務を加えることとした。

※ 生活に困窮する外国人に対する保護

生活に困窮する外国人に対して、本市では生活保護に準じた取扱いとして保護を実施している。